

さいたま市文化財時報

かや 樋りぼーど

第39号

さいたまに残りし「いにしえの文」

—寺社文書、武家文書、人物、宿場文書—

人類が文字を覚えて以降、人々は文字で意思を伝え、記録を残してきました。人々が書いた「文字」は、当時の政治情勢のみならず、風習、日々の生活、時として家庭内のいざこざまで伝えています。

ここでは、市内で【古文書】として指定された文化財（県指定12件、市指定56件）の代表的な例を紹介しますので、昔の人々の息吹を感じ取ってください。

寺社文書

まず、何といっても、岩槻区飯塚所在の臨済宗法華寺に伝わる法華寺文書（県指定）。このうち、「薄墨の輪旨」として知られる元弘3年（1333）の「後醍醐天皇輪旨」は、紙を漉きかえして再利用したため薄墨色をしています。後醍醐天皇が鎌倉幕府倒幕を企てた元弘の変直後に朝廷から出されたもので、法華寺に寺領を安堵したもの。建武元年（1334）の「足利尊氏御教書」は、後醍醐天皇輪旨によって寺領を安堵されたにも関わらず、寺領が侵犯されたことに対する足利尊氏の裁決状。後醍醐天皇輪旨は県内では唯一、足利尊氏御教書も数が少なく、非常に貴重な存在です。

真言宗玉藏院（浦和区仲町）は平安時代の創建と伝える古刹で、玉藏院文書（県指定）には道教や印融といった名僧が関係するもののほか、印信や血脈など法統に関するものが多く残っています。

清河寺（西区清河寺）も足利氏の開基と伝える古刹。鎌倉公方の信仰が厚く、足利持氏が祈願所とした関係で、清河寺文書（県指定）には足利持氏の寄進状や岩槻太田氏関係の古文書が多く残っています。

岩槻区の加倉にある浄土宗淨国寺は、江戸時代浄土宗の関東十八塔林の一つとなった名刹。ここに伝わる淨国寺日鑑（県指定）は歴代住職の日々の覚書で、150年以上書き継がれてきたもの。これだけ長い年月にわたる日鑑は県内でもあまり例がありません。



◀元弘3年
後醍醐天皇輪旨
(法華寺文書 No1)



◀建武元年
足利尊氏御教書
(同左 No2)

*関東十八塔林…浄土宗僧侶の学問所として江戸幕府が定めた18の寺院。芝・増上寺や鎌倉・光明寺などが含まれる。